

アクシーインフィニティ・スカラースhipプログラム スカラー管理代行サービス契約書

委託者●●●●（以下「甲」と称する）と受託者 BYONIA Consulting 代表 ●●●●（以下「乙」と称する）とは、甲の事業におけるアクシーインフィニティ・スカラースhipプログラム・スカラー管理における代行サービス業務において下記の通り契約する。

第1条 業務の範囲

業務の範囲は次のとおりとする。

- 1) 甲のスカラーチームを構築するためのスカラー探しと雇用契約締結
- 2) 甲のスカラーチームの活動管理、チーム運営、報酬計算、売上レポート作成
- 3) 甲のスカラーへの支払い額の確定、スカラーからの領収書取得

第2条 期間及び解除

1. 本契約の有効期間は契約締結日から1年間とする。ただし、終了日3か月前までに甲又は乙より書面にて相手方へ契約を延長しない旨の通知をしない限り、本契約は自動的に同じ条件で1年延長され、その後についても同様の取り扱いをするものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、甲は、催告をせずに将来に向かって即時本契約を解除できるものとする。
 - 1) 乙の業務に故意または重大な過失がある場合
 - 2) 乙が本契約に定める守秘義務を遵守しない場合
3. 本条第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、乙は、催告をせずに将来に向かって即時本契約を解除できるものとする。
 - 1) 甲が必要書類等の資料を乙に提示（提供）しないため、乙の業務処理に支障を来す場合
 - 2) 甲がスカラーへの支払い等の約束した業務を実施しないことで、乙の業務に支障を来す場合
4. 本条の規定に従って契約が終了もしくは解除された場合、終了日もしくは解除日までの報酬は、本契約に従い甲から乙へ2週間以内に支払うものとする。また、契約終了時点で、スカラーとの契約や領収書等の関連資料は全て乙から甲へ2週間以内に引き渡すものとする。

第3条 報酬額及び支払方法

本契約の甲が乙に支払う報酬額は、甲のスカラーが獲得した SLP の 10% とする。毎月月末に獲得 SLP を集計し、甲は乙の指定する Ronin Address まで翌月末までに SLP を送付する形で支払うものとする。

第4条 守秘義務

1. 乙は業務上知り得た甲の秘密、情報を他に洩らしてはならない。
2. 前項の守秘義務は、委託契約の終了後も3年間継続する。

第5条 その他

本契約書に定めのない事項及び変更については、その都度甲乙協議して定める。

以上の通り契約が成立したので、甲乙それぞれ記名押印し、電子版として保有する。

令和3年 月 日

(甲) 委託者
氏名：
住所：
メール：

(乙) 受託者
氏名：BYONIA Consulting 代表 ○○
住所：
メール：